

令和元年（2019年）第6回 枚方市教育委員会 定例会議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第4号 臨時代理事項の報告について （1）教職員の人事異動について （2）教職員の退職について （3）附属機関の委員の委嘱について （4）教職員（管理職）人事について （5）学校運営協議会委員の委嘱について
2	議案第8号 児童の放課後対策審議会委員の解職及び委嘱について
3	議案第9号 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について
4	議案第10号 枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について
5	議案第11号 枚方市教育委員会指定管理者選定委員会（市立枚方宿鍵屋資料館）への諮問について

○開催日時 令和元年（2019年）6月28日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第4号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和元年(2019年)6月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 涉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第4号	教職員の人事異動について
臨時代理第5号	教職員の退職について
臨時代理第6号	附属機関の委員の委嘱について
臨時代理第7号	教職員（管理職）人事について
臨時代理第8号	学校運営協議会委員の委嘱について

臨時代理第 4 号

教職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和元年（2019 年）5 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

令和元年（2019 年）6 月 1 日付け教職員の人事異動

新規採用（任期付小学校講師）

所 属	職・氏 名
枚方市立西長尾小学校	講師 西田 剛

臨時代理第5号

教職員の退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和元年（2019年）5月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

普通退職（令和元年（2019年）5月31日）

所属	職・氏名
枚方市立菅原東小学校	講師 村田 裕幸

臨時代理第6号

附属機関の委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和元年（2019年）6月4日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

令和元年（2019年）6月4日付け附属機関の委員の委嘱
枚方市教育委員会指定管理者選定委員会（市立枚方宿鍵屋資料館）委員
指定施設の管理運営について専門的知識を有する者

所属、役職等	氏名
京都国立博物館調査員	井上 ひろ美（いのうえ ひろみ）
八幡市立松花堂庭園・美術館（公益財団法人やわた市民文化事業団）主任学芸員	川畑 薫（かわばた かおる）
帝塚山大学文学部 教授	高田 照世（たかだ てるよ）

2. 委嘱期間

令和元年（2019年）6月4日から令和3年（2021年）6月3日まで

枚方市教育委員会指定管理者選定委員会(市立枚方宿鍵屋資料館)委員一覧

※任期:令和元(2019)年6月4日～令和3(2021)年6月3日

	氏名	所属、役職等	分野
1	井上 ひろ美 (いのうえ ひろみ)	京都国立博物館調査員	指定施設の管理運営について 専門的知識を有する者 (歴史学)
2	川畑 薫 (かわばた かおる)	八幡市立松花堂庭園・美術館(公益 財団法人やわた市民文化事業団) 主任学芸員	指定施設の管理運営について 専門的知識を有する者 (文化行政)
3	相模 太朗 (さがみ たろう)	相模太朗法律事務所	学識経験のある者
4	高田 照世 (たかだ てるよ)	帝塚山大学文学部 教授	指定施設の管理運営について 専門的知識を有する者 (博物館学)
5	服部 純子 (はっとり じゅんこ)	服部純子税理士事務所	学識経験のある者

※氏名は50音順に表記しています。

※所属・役職名については、委嘱日現在のものです。

※委員のうち、相模太朗委員及び服部純子委員は平成30年7月2日から令和2年(2020年)7月1日までの任期となります。

臨時代理第7号

教職員（管理職）人事について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により、臨時代理する。

令和元年（2019年）6月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

別紙のとおり

臨時代理第8号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年教育委員会規則第2号)第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和元年(2019年)6月24日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱

委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

委嘱委員

別紙のとおり

委嘱期間

令和元年(2019年)6月24日から令和2年(2020年)3月31日

議案第8号

児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第11号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和元年(2019年)6月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 委員の解嘱

解嘱理由 委員の推薦母体である枚方市PTA協議会の役員ではなくなったため。

解職委員 藤原 一鶴（所属：枚方市PTA協議会 分野：社会教育）

解職日 令和元年(2019年)6月28日

2. 委員の委嘱

委嘱理由 枚方市PTA協議会より新たな委員の推薦があったため。

委嘱委員 石橋 勇治（所属：枚方市PTA協議会 分野：社会教育）

委嘱日 令和元年(2019年)6月29日

児童の放課後対策審議会委員名簿

※任期：平成29年(2017年)9月13日～令和元年(2019年)年9月12日

	氏名	所属	分野	摘要
1	荒木 勇 (あらき いさむ)	枚方市留守家庭児童会室 保護者会	児童福祉 (関係団体を代表する者)	1期目
2	石橋 勇治 (いしばし ゆうじ)	枚方市PTA協議会	社会教育 (関係団体を代表する者)	1期目
3	植田 育司 (うえだ いくじ)	枚方子どもいきいき広場 アドバイザー	社会教育	1期目
4	遠藤 和佳子 (えんどう わかこ)	関西福祉科学大学 子ども社会福祉学科教授	児童福祉 (学識経験を有する者)	1期目
5	大西 雅裕 (おおにし まさひろ)	神戸女子大学文学部 教育学科教授	児童福祉 (学識経験を有する者)	1期目
6	椛山 佐由里 (かばやま さゆり)	枚方市小学校長会	学校教育	1期目
7	後閑 容子 (ごかん ようこ)	摂南大学看護学部教授	社会教育 (学識経験を有する者)	1期目
8	代田 盛一郎 (だいた せいいちろう)	大阪健康福祉短期大学准教授	社会教育 (学識経験を有する者)	1期目
9	蔦田 夏 (つただ なつ)	NPO法人関西子ども文化協会	児童福祉	1期目
10	中口 武 (なかぐち たけし)	枚方市コミュニティ連絡協議会	地域コミュニティ	1期目
11	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	枚方市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員連絡会)	児童福祉 (関係団体を代表する者)	1期目

(注) 50音順に表記しています。なお、2の委員の任期は令和元年(2019年)6月29日から。

議案第9号

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和元年(2019年)6月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表学校規模等適正化検討委員会の項担当事務の欄第4号中「総合教育部長」を「教育長」に改め、同表学校施設整備検討委員会の項担当事務の欄第2号中「総合教育部長」を「教育長」に改め、同表学校給食施設検討委員会の項担当事務の欄第3号中「総合教育部長」を「教育長」に改め、同表枚方市立学校園安全対策検討委員会の項副委員長の欄中「総合教育部長」の次に「社会教育部長」を加え、同表幼児教育検討委員会の項担当事務の欄第5号中「学校教育部長」を「教育長」に改め、同表児童の放課後対策検討委員会の項担当事務の欄第3号中「社会教育部長」を「教育長」に改め、同表成年年齢引下げに伴う成人祭対応検討委員会の項担当事務の欄第2号中「社会教育部長」を「教育長」に改め、同表スポーツ推進委員会の項担当事務の欄第2号中「社会教育部長」を「教育長」に改め、同表枚方市子ども読書活動推進計画策定検討委員会の項担当事務の欄第2号中「社会教育部長」を「教育長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新（改正後）						旧（現 行）					
第1条～第14条 [略] 別表（第3条関係）						第1条～第14条 [略] 別表（第3条関係）					
名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署	名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署
学校規模等適正化検討委員会	[略]	(1)～(3) [略] (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>教育長</u> が必要と認める事項に関すること。	[略]	[略]	[略]	学校規模等適正化検討委員会	[略]	(1)～(3) [略] (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>総合教育部長</u> が必要と認める事項に関すること。	[略]	[略]	[略]
学校施設整備検討委員会	[略]	(1) [略] (2) 前号に掲げるもののほか、 <u>教育長</u> が必要と認める事項に関すること。	[略]	[略]	[略]	学校施設整備検討委員会	[略]	(1) [略] (2) 前号に掲げるもののほか、 <u>総合教育部長</u> が必要と認める事項に関すること。	[略]	[略]	[略]
学校給食施設検討委員会	[略]	(1)～(2) [略] (3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>教育長</u> が必要と認める事項に関すること。	[略]	[略]	[略]	学校給食施設検討委員会	[略]	(1)～(2) [略] (3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>総合教育部長</u> が必要と認める事項に関すること。	[略]	[略]	[略]
枚方市立学校園安全対策検討委員会	[略]	[略]	[略]	<u>総合教育部長、社会教育部長</u>	[略]	枚方市立学校園安全対策検討委員会	[略]	[略]	[略]	<u>総合教育部長</u>	[略]
幼児教育検討委員会	[略]	(1)～(4) [略] (5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>教育長</u> が必要と認める事項に関すること。	[略]	[略]	[略]	幼児教育検討委員会	[略]	(1)～(4) [略] (5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>学校教育部長</u> が必要と認める事項に関すること。	[略]	[略]	[略]

		関すること。						項に関すること。			
学校表 簿・文書検 討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	学校表 簿・文書検 討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育課程 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	教育課程 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
児童の放 課後対策 検討委員 会	[略]	(1)～(2) [略] (3) 前2号に掲げるもの のほか、 <u>教育長</u> が 必要と認める事項に 関すること。	[略]	[略]	[略]	児童の放 課後対策 検討委員 会	[略]	(1)～(2) [略] (3) 前2号に掲げるもの のほか、 <u>社会教育部 長</u> が必要と認める事 項に関すること。	[略]	[略]	[略]
成年年齢 引下げに 伴う成人 祭対応検 討委員会	[略]	(1) [略] (2) 前号に掲げるもの のほか、 <u>教育長</u> が必 要と認める事項に関 すること。	[略]	[略]	[略]	成年年齢 引下げに 伴う成人 祭対応検 討委員会	[略]	(1) [略] (2) 前号に掲げるもの のほか、 <u>社会教育部長</u> が必要と認める事項 に関すること。	[略]	[略]	[略]
スポーツ 推進委員 会	[略]	(1) [略] (2) 前号に掲げるもの のほか、 <u>教育長</u> が必 要と認める事項に関 すること。	[略]	[略]	[略]	スポーツ 推進委員 会	[略]	(1) [略] (2) 前号に掲げるもの のほか、 <u>社会教育部長</u> が必要と認める事項 に関すること。	[略]	[略]	[略]
枚方市子 ども読書 活動推進 計画策定 検討委員 会	[略]	(1) [略] (2) 前号に掲げるもの のほか、 <u>教育長</u> が必 要と認める事項に関 すること。	[略]	[略]	[略]	枚方市子 ども読書 活動推進 計画策定 検討委員 会	[略]	(1) [略] (2) 前号に掲げるもの のほか、 <u>社会教育部長</u> が必要と認める事項 に関すること。	[略]	[略]	[略]

議案第 10 号

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和元年(2019 年) 6 月 28 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則（平成28年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表枚方市立香陽留守家庭児童会室の項中「50」を「100」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

議案第10号 参考資料

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）												
第1条～第8条 [略]	第1条～第8条 [略]												
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 464 696 531">名称</th> <th data-bbox="696 464 1093 531">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 531 696 598">枚方市立開成留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="696 531 1093 598">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 598 696 665">枚方市立山田留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="696 598 1093 665">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定員	枚方市立開成留守家庭児童会室	[略]	枚方市立山田留守家庭児童会室	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 464 1637 531">名称</th> <th data-bbox="1637 464 2056 531">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 531 1637 598">枚方市立開成留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="1637 531 2056 598">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 598 1637 665">枚方市立山田留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="1637 598 2056 665">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定員	枚方市立開成留守家庭児童会室	[略]	枚方市立山田留守家庭児童会室	[略]
名称	定員												
枚方市立開成留守家庭児童会室	[略]												
枚方市立山田留守家庭児童会室	[略]												
名称	定員												
枚方市立開成留守家庭児童会室	[略]												
枚方市立山田留守家庭児童会室	[略]												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 719 696 810">枚方市立香陽留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="696 719 1093 810">100</td> </tr> </tbody> </table>	枚方市立香陽留守家庭児童会室	100	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 719 1637 810">枚方市立香陽留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="1637 719 2056 810">50</td> </tr> </tbody> </table>	枚方市立香陽留守家庭児童会室	50								
枚方市立香陽留守家庭児童会室	100												
枚方市立香陽留守家庭児童会室	50												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 847 696 861"></td> <td data-bbox="696 847 1093 861"></td> </tr> </tbody> </table>			<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 847 1637 861"></td> <td data-bbox="1637 847 2056 861"></td> </tr> </tbody> </table>										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 879 696 938">枚方市立伊加賀留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="696 879 1093 938">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	枚方市立伊加賀留守家庭児童会室	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 879 1637 938">枚方市立伊加賀留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="1637 879 2056 938">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	枚方市立伊加賀留守家庭児童会室	[略]								
枚方市立伊加賀留守家庭児童会室	[略]												
枚方市立伊加賀留守家庭児童会室	[略]												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 943 696 1007">枚方市立西長尾留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="696 943 1093 1007">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	枚方市立西長尾留守家庭児童会室	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 943 1637 1007">枚方市立西長尾留守家庭児童会室</td> <td data-bbox="1637 943 2056 1007">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	枚方市立西長尾留守家庭児童会室	[略]								
枚方市立西長尾留守家庭児童会室	[略]												
枚方市立西長尾留守家庭児童会室	[略]												

議案第11号

枚方市教育委員会指定管理者選定委員会（市立枚方宿鍵屋資料館）への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第16号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和元年(2019年)6月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

市立枚方宿鍵屋資料館の指定候補者の選定にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第4条第3項の規定により、枚方市教育委員会指定管理者選定委員会に諮問する。

2. 諮問書

次ページのとおり

市立枚方宿鍵屋資料館
教育委員会指定管理者選定委員会 会長

枚方市教育委員会

市立枚方宿鍵屋資料館指定候補者の選定について(諮問)

市立枚方宿鍵屋資料館指定候補者の選定にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第4条第3項の規定により諮問いたします。

記

【諮問する内容】 市立枚方宿鍵屋資料館における指定候補者の選定について